

# 入 札 説 明 書

西条市の「市道下田明理川線橋梁上部工事（A1～A2橋台）」に係る公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 公告日 令和7年5月1日

## 2 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 西建改補第19号
- (2) 工 事 名 市道下田明理川線橋梁上部工事（A1～A2橋台）
- (3) 工事場所 西条市明理川地内
- (4) 工事概要 橋長L＝30.000m 有効幅員W＝12.0m  
ポストテンション方式PC単純T桁 N＝6本  
横組工 一式  
支承工 N＝12基  
地覆工 一式  
排水工 一式
- (5) 完成期限 令和8年2月13日
- (6) 総合評価落札方式の適用

この入札の工事は、価格のほか、同種工事の施工実績等技術的要素を総合的に評価し、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする簡易型総合評価落札方式によるものである。又、西条市低入札価格調査制度要綱（平成26年西条市訓令第4号 令和7年2月改正）（以下「調査制度要綱」という。）を適用する。

## 3 契約条項を示す場所 西条市財務部契約課工事契約係

## 4 調達をする建設工事の仕様その他の明細

閲覧する設計書、図面及び仕様書のとおり

## 5 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地

西条市財務部契約課

〒793-8601

愛媛県西条市明屋敷164番地 電話（0897）52-1235

## 6 入札の日時及び場所 公告のとおり

## 7 落札者の決定方法

- (1) 開札後は、落札者の決定を保留し、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、総合評価によって得られた数値の最も高い者（以下「評価値第1位の者」）を落札者とする。
- (2) 評価値第1位の者が2者以上いる場合は、くじを実施し落札者を決定するものとする。
- (3) 評価値第1位の者の入札価格が、調査制度要綱第3条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った場合は、同要綱第6条に規定する失格判断基準（以下「失格判断基準」という。）の該当を確認し、該当の場合はこの入札を失格とする。失格判断基準に非該当の場合は、同要綱第4条に規定する当該契約内容に適合した履行が可能か否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、調査対象者を失格又は落札者と決定する。
- (4) 失格判断基準該当確認又は低入札価格調査の結果、評価値第1位の者を失格と決定した場合は、予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の額をもって入札を行った評価値第2位の者を落札者と決定する。

評価値第2位の者の入札価格が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格を下回っていた場合は、(3)に規定する手順にて失格又は落札者の決定を行い、失格と決定した場合は、以下の手順を次順位者に対し繰り返し行うものとする。

- (5) 落札者が決定した場合は、全ての入札者に対して電子入札システム又は書面にて落札者決定の通知を行うものとし、契約締結後、市ホームページに入札結果を公表する。

## 8 簡易型総合評価落札方式に関する事項

- (1) 入札の評価に関する基準

この工事の簡易型総合評価における評価項目、評価内容、評価基準及び配点は、「評価項目等（別表）」のとおりとする。

- (2) 簡易型総合評価の方法

ア 次の算式により導きだされた評価値をもって簡易型総合評価を行う。なお、評価値の計算において、入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は小数第5位を切捨て、小数第4位止めとする。

$$\text{評価値} = [\text{基礎点（100点）} + \text{加算点}] \div \text{入札価格（単位：億円）}$$

イ アの基礎点については、評価項目ごとの最低限の要件を満たす場合に100点を与える。

ウ アで規定する入札参加者ごとの加算点については、次の算式により導きだされた数値とする。なお、求められる加算点は、小数第5位を切捨て小数第4位止めとする。

$$\text{加算点} = (\text{入札参加者の評価項目ごとの得点合計} \\ \div \text{評価項目ごとの配点合計 (90点)}) \times 10\text{点}$$

## 9 技術資料の提出

### (1) 技術資料の提出について

ア 簡易型総合評価に係る技術資料は、次の書類を提出すること。

(ア) 競争参加資格等確認申請書（別記様式－１）

(イ) 技術資料様式第４号 ～ 第７号

(ウ) 共同企業体の代表構成員に係る同種・類似工事の施工実績を証する書類（該当ある場合のみ）

(エ) 当該年度を除く過去２か年度（令和５年度～令和６年度）に完成した西条市発注工事の内「土木一式工事」の工事成績評定点を証する書類（工事成績評定通知書の写し等）（代表構成員、代表者でない構成員とも対象。該当ある場合のみ）

※工事成績評定通知書について紛失等により写しを提出できない場合は、本件入札参加資格審査申請書提出前に別添の「確認様式１」に必要事項を記載の上、この入札説明書１６（２）に掲げる市の機関に提出（紙媒体に限る。）し、工事成績評定点の確認を依頼すること。

市がこの依頼により当該工事の工事成績評定点を確認できた場合は、当該依頼書に確認印を押印の上返却するので、この入札において工事成績評定点を証する書類として使用して差し支えない。（この案件より前に使用した「確認様式１」の使用も可とする。）

(オ) 共同企業体の代表構成員又は代表者でない構成員に係る優良工事表彰の表彰状の写し（当該年度を除く過去５か年度（令和２年度～令和６年度）に表彰されたもの。ただし、土木一式工事として発注されたものに限る。（該当ある場合のみ）

(カ) 共同企業体の代表構成員に係るＩＳＯマネジメントシステムの認定書、取得範囲がわかる資料（該当ある場合のみ）

(キ) 共同企業体の代表構成員又は代表者でない構成員に係る災害時の事業継続計画（ＢＣＰ）の認定がわかる資料（該当ある場合のみ）

(ク) 共同企業体の代表構成員の配置予定技術者の同種・類似工事の従事経験を証する書類（該当ある場合のみ）

(ケ) 共同企業体の代表者でない構成員の配置予定技術者の資格を証する書類（該当がある場合のみ）

(コ) 共同企業体の代表構成員の配置予定技術者の継続学習（ＣＰＤ）に係る証明関係書類（該当ある場合のみ）

- (サ) 共同企業体の代表構成員に係る本・支店、営業所の所在を証する書類
- (シ) 共同企業体の代表構成員又は代表者でない構成員に係る西条市と締結している災害時応援協定の協定を証する書類（該当ある場合のみ）
- (ス) 共同企業体の代表構成員又は代表者でない構成員に係る西条市における消防団協力事業所表示を証する書類（該当ある場合のみ）
- (セ) 共同企業体の代表構成員又は代表者でない構成員に係る過去2か年度（令和5年度～令和6年度）の公共土木施設ボランティア活動実績を証する書類（該当ある場合のみ）
- (ソ) 共同企業体の代表構成員又は代表者でない構成員に係る過去3か年度（令和4年度～令和6年度）の災害ボランティア活動実績を証する書類（該当ある場合のみ）
- (タ) 入札開札日を基準とし、共同企業体の代表構成員又は代表者でない構成員に係る若手技術者等の現場配置の予定を証する書類

## (2) 技術資料の提出に関し必要な事項

ア (1) ア(ウ)及び(ク)の書類については、（一財）日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンス）の竣工時工事カルテの写し（請負代金額が2,500万円未満の公共工事（請負代金額が500万円以上のものに限る。）については受注登録の工事カルテの写し）とし、次の「イ及びウ」の内容を確認できるものとする。

なお、これによりがたい場合は、工事請負契約書の写し、発注者の施工証明書、図面等によることができる。ただし、次の「イ及びウ」の内容を確認できるものに限る。

イ 同種・類似工事の施工実績及び配置予定技術者に係る同種・類似工事の従事経験を証する書類は、工事名、発注者名、工事場所、契約金額、工期、受注形態（共同企業体受注の場合は出資比率を含む。）、工事概要（工事種別、型式、構造、容量）等を証明できるものであること。

ウ 従事経験を証する書類は、従事役職、従事期間を確認できるものであること。

エ 同種・類似工事の定義

(ア) 同種工事

この入札の開札日から起算して、過去15年間に完成し、引渡しが完了した国又は地方公共団体が発注した土木一式工事のうち、ポストテンション方式において、T桁橋または合成桁橋（PCコンポ橋）の製作工及び架設工の施工実績を有すること。

(イ) 類似工事

この入札の開札日から起算して、過去15年間に完成し、引渡しが完了した国又は地方公共団体が発注した土木一式工事のうち、ポストテンション方式において、上記(ア)以外の橋の製作工及び架設工の施工実績を有すること。

オ (1)ア(ケ)の書類については、免許等の写しを提出すること。

カ 提出書類は、競争参加資格等確認申請書（別記様式－１）を１頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。（頁数の例：１/〇〇～〇〇/〇〇）

キ 提出方法

この入札の公告第４の１に掲げる書類の提出と同時に、電子入札システムにて各１部提出すること。

ク 提出期限

この入札の公告第４の２に掲げる入札参加資格審査申請書受付期限まで

ケ 技術資料の提出がない場合は、この入札において「参加資格なし」の扱いとなるので注意すること。

## １０ 低入札価格調査（７（３）関連）

低入札価格調査は、西条市低入札価格調査要領（令和３年西条市制定 令和５年６月改正）に基づき行う。

この要領は、低入札価格調査において当該契約内容に適合した履行がなされるか否かについて調査するための必要事項（調査に必要な資料の提出要領及び適正履行能力判断基準（失格にすべき判断基準）等）について定めたものであり、入札参加者は十分に確認の上、入札に参加すること。

## １１ 失格判断基準（７（３）関連）

入札時に提出した工事費内訳書記載の各費目の金額が、次に掲げる失格判断基準のいずれか一つに該当する入札については、当該入札は失格とする。この場合、１０に掲げる「調査に必要な資料」の提出は要さない。

失格判断基準

| 費目    | 基準                  |
|-------|---------------------|
| 直接工事費 | 設計金額における直接工事費の９０％未満 |
| 共通仮設費 | 設計金額における共通仮設費の８０％未満 |
| 現場管理費 | 設計金額における現場管理費の８０％未満 |
| 一般管理費 | 設計金額における一般管理費の３０％未満 |

## １２ 低入札価格調査対象者との契約等に係る措置

調査制度要綱第９条の規定により、低入札価格調査対象者が落札者となった場合、当該落札者との契約にあつては、契約保証割合の引上げ（１割→３割）、前金払支払割合の引下げ

(4割→2割)を実施する。又、低入札価格調査を受けた受注者は、技術者の専任を要する場合には、同等の要件を満たす技術者を1人増員(共同企業体の場合は、構成員ごとに1人以上増員)配置し、専任を要さない場合には、専任で現場に配置しなければならない。

これらの条件による施工を実施できない場合は、当該入札を失格とする。

### 1.3 低入札者排除措置

調査基準価格を下回った入札を同一年度に複数回行った者は、西条市建設工事低入札者排除措置要綱(令和3年西条市制定)に基づき、市が発注する建設工事の入札案件から一定期間排除する措置を行う。

### 1.4 低入札に関する規程の市ホームページへの掲載について

西条市低入札価格調査制度要綱、西条市低入札価格調査要領及び西条市建設工事低入札者排除措置要綱については、西条市ホームページの所定頁に掲載している。

入札参加者は、事前に当該諸規程を十分確認しておくこと。

#### ○当該情報掲載箇所アドレス

<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/keiyaku/teinyusatsu.html>

### 1.5 その他

#### (1) 入札説明書についての質問

ア 入札説明書についての質問は、電子入札システム内で質問内容を提出することのほか、質問事項を記載した書面を持参又は郵送により提出することができる。

イ 電子入札システムにより質問を行う場合の提出期間は、令和7年5月1日(木)から令和7年5月19日(月)までの電子入札システム稼働時間中とする。ただし、最終日は午後5時までとする。

ウ 入札説明書についての質問を持参又は郵送により提出する場合は、令和7年5月1日(木)から令和7年5月19日(月)までの執務時間中に1.6に掲げる場所へ提出すること。

エ 入札説明書についての質問に対する回答は、令和7年5月1日(木)から令和7年5月21日(水)まで入札情報公開システムにより公表する。

#### (2) 入札方法

この工事の入札公告第1.1入札方法のとおりとする。又、西条市建設工事等入札者心得(電子入札案件用)を遵守すること。

#### (3) 入札の無効等

西条市建設工事入札者心得、西条市建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(4) その他

- ア 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 発注者は、提出された申請書及び資料について、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- エ 提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

**16 問合せ先等**

- (1) この工事の入札に関すること。

西条市財務部契約課工事契約係

電話（０８９７）５２－１２３５（直通）

- (2) この入札説明書８(１)及び９（評価項目、技術資料等）に関すること。

西条市建設部技術管理室技術管理係

電話（０８９７）５２－１４７３（直通）